

省 令

○農林水産省令第三十九号

植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十四年九月七日

農林水産大臣 渡辺美智雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「福岡空港」の下に

「長崎空港、熊本空港」を加える。

附 則

この省令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。ただし、熊本空港に係る部分は、昭和五十四年九月二十六日から施行する。